

## 消防用設備等の指導

火災が発生したとき、①早く知り、知らせる ②早く消す ③安全避難が大切です。

このため消防法では、一定の防火対象物の構造、用途、規模に対応した消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。

消防本部では、これらの消防用設備等が法令の技術上の基準に適合して設置され、かつ火災が発生した場合その機能に応じて、いつでも有効に働くよう維持管理の指導を行っています。

(令和5年4月1日現在)

消防用設備		設置防火対象物数	消防用設備		設置防火対象物数
消火設備	屋内消火栓設備	335	避難設備	避難器具	534
	スプリンクラー設備	167		誘導灯	2,824
	水噴霧消火設備等	174	消火活動上必要な施設	排煙設備	8
	屋外消火栓設備	280		連結送水管	96
	動力消防ポンプ設備	2		非常コンセント設備	27
警報設備	自動火災報知設備	2,584	連結散水設備	9	
	漏電火災警報器	15	無線通信補助設備	1	
	消防機関への通報設備	321	消防用水		
	非常警報設備	977			62



消防用設備検査